

令和 8 年度東区役所における
広告付き行事案内モニター設置事業
(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入 札 案 内 書

入札日時：令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 10 時

入札場所：名古屋市東区役所 3 階 第 4 会議室

名 古 屋 市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ あらまし	P1
◇ 入札説明書	P4
第 1 設置場所等	P4
第 2 参加者の資格	P4
第 3 広告の設置条件	P7
第 4 入札日時等	P8
第 5 入札金額	P9
第 6 入札	P9
第 7 開札	P10
第 8 競争入札参加資格確認申請	P10
第 9 落札者の決定	P11
第 10 契約の締結	P12
第 11 事業計画書の提出	P12
第 12 行政財産使用許可申請書の提出	P12
第 13 広告料及び行政財産目的外使用料の納付	P12
第 14 契約保証金	P12
第 15 問合せ先	P13
◇ 契約書（案）	P14
◇ 仕様書	P24
◇ 行政財産目的外使用許可条件	P28
◇ 情報取扱注意項目	P30
◇ 障害者差別解消に関する特記仕様書	P33
◇ 暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書	P34
◇ 談合その他の不正行為に係る特約条項	P35
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P37
◇ 名古屋市広告掲載基準	P39
◇ 東区広告掲載要綱	P41
◇ 東区広告掲載要綱の運用について	P50

【様式集】

入札書

委任状

競争入札参加資格確認申請書

法人役員等に関する調書

あ ら ま し

東区役所における広告付き行事案内モニター（以下「行事案内モニター」という。）設置事業は、東区役所庁舎内の指定された場所に、行事案内モニター及び民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格でされ、かつ競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

東区役所における広告付き行事案内モニターによる広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 (この案内書)	令和8年9月4日(金)から令和8年9月24日(木) 市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。 名古屋市公式ウェブサイトトップページ>事業向け情報>事業者向けの募集情報 > ネーミングライツ・広告事業の募集 > 募集中の広告事業
---------------------	--



入札の実施	令和8年9月25日(金) 午前10時から 場所 名古屋市東区役所 3階 第4会議室 入札書（入札を委任する場合は、委任状も）は、市公式ウェブサイトより書式をダウンロードして入手し、必要事項を記入・押印してご持参ください。なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書に記入・押印をすることもできます。
-------	--



落札候補者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。
----------	---



（次ページへ）

競争入札参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 9 月 25 日 (金) から 令和 8 年 10 月 2 日 (金) 落札候補者の方は、市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。 期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
------------------	---



審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札参加資格確認通知書等を郵送します。
---------	--------------------------------



契約の締結及び行政財産目的外使用許可申請書の提出	令和 8 年 11 月 30 日（月）までに、契約を締結していただきます。 広告掲出面積の確定次第、行政財産目的外使用許可申請書を提出していただきます。 契約書及び目的外使用許可書は落札者名義になります。
--------------------------	--



契約保証金及び広告料等の納付	契約保証金を契約締結日に、広告料及び行政財産目的外使用料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第 31 条（契約保証金の免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
----------------	---



広告原稿の審査・承認	本市の定める期限までに、広告原稿を提出していただきます。 広告原稿について本市の審査・承認を受けた後、行事案内モニターを設置していただきます。
------------	---



行事案内モニターの設置	設置工事は、契約締結後に行ってください。契約期間開始日から営業開始できなかった場合でも、本市は広告料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。
-------------	--



（次ページへ）

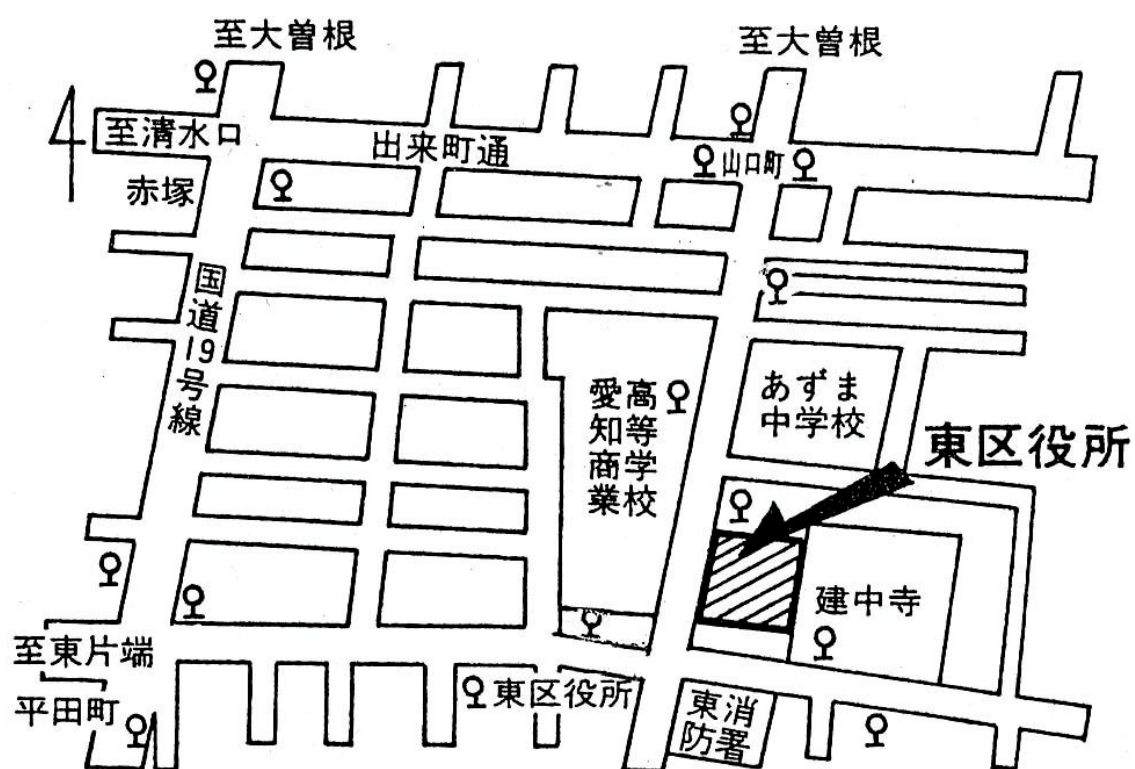
広告の掲出	令和9年1月1日から令和9年3月31日まで 令和9年4月1日から令和13年3月31日を限度とした期間で1年を単位として契約の更新を申請できます。ただし、更新の期間は別途協議とします。
--------------	--

※ 東区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

地下鉄 桜通線「車道」下車徒歩15分

市バス 「東区役所」下車徒歩1分

基幹バス 「山口町」下車徒歩5分



入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される設置場所の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 設置場所等

1 行事案内モニター設置場所

名古屋市東区筒井一丁目7番74号 名古屋市東区役所1階待合室

2 設置する設備の内容

行事案内モニター

設置する設備の詳細は、仕様書のとおりです。

現在設置中の番号呼出モニター及び番号発券機は、令和8年12月31日までに撤去される予定です。そのため、設置については、本市及び既存の事業者と協議の上、令和9年1月3日午後5時までに行事案内モニターの設置及び運用試験等を終える必要があります。ただし、本市が認める場合は設置日時等を変更することができます。

第2 参加者の資格

1 参加者の資格について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合計画に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

- (7) 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でないこと。
- (8) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 広告掲出にかかる業務について、官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- (10) 入札公告の日から過去3か月以内に、広告設置に伴う名古屋市有地等の一時使用許可入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかったことがない者であること。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、本契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、開札後、**落札候補者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名の情報を提出していただきます（詳しくは「第8 競争入札参加資格確認申請」を参照ください。）。**

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 広告の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部について目的外使用許可する形態をとります。

2 契約期間（広告の掲出期間）

契約期間は令和9年1月1日から令和9年3月31日までの3か月間とする。

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度に、1年を単位として契約を更新できます。（最大令和13年3月31日まで）ただし、契約期間満了後の機器の撤去作業が甲の業務に支障をきたす場合は、甲・乙の合意により、乙は更に撤去作業に要する必要な期間について契約の更新を申請できるものとする。

ただし、行政財産目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

契約の更新を希望される場合は、更新しようとする年度の前年度の11月末日までに東区役所企画経理課に申し出てください。

更新も含めた契約期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 広告料及び行政財産目的外使用料

広告掲出料のうち、広告料については、入札により決定した金額となります。

広告掲出料のうち、行政財産目的外使用料については、掲出場所の広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用に係る行政財産目的外使用料（月額900円／㎡）を納付してください。なお、行政財産目的外使用料は、入札の対象ではありません。

掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

4 必要経費

- (1) 行事案内モニターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担となります。
- (2) 広告モニターにかかる光熱水費は設置事業者の負担となります。市の施設から電気を供給する場合は、本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納付してください。

5 設置機器の仕様

仕様書をご参照ください。

6 広告主及び広告内容

東区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位あるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、東区広告掲載要綱、東

区広告掲載要綱の運用についてを参照してください。

なお、広告主及び広告内容については、本市の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する場合を含む。）の14日前までに掲出広告の原案を提出してください。

7 利用上の制限

行事案内モニター設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告料、行政財産目的外使用料及び電気代を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 行政財産目的外使用許可条件を遵守すること。
- (4) 行事案内モニターの搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東区役所の指示に従うこと。なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に東区役所と協議を行うこと。
- (5) その他契約書、仕様書記載の事項を遵守すること。

8 維持管理

行事案内モニター設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (2) 行事案内モニターを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 行事案内モニターの破損、問合せならびに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (4) その他契約書、仕様書記載の事項を遵守すること。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、東区役所が必要ないと判断した場合は、この限りではありません。なお、原状回復に際し、設置事業者は投じた有益費や必要費などがあっても一切本市に請求することができません。

第4 入札日時等

入札会場	名古屋市東区役所 3階 第4会議室
受付日時	令和8年9月25日(金) 午前10時から
必要書類等	(1) 入札書 (様式集を参照)

	記載方法は、「第6 入札」をご参照ください。 (2) 委任状（代理人が入札する場合）（様式集を参照） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。<u>（委任者の印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を使用してください。）</u> (3) 入札参加者の印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑） <u>個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を使用してください。</u> 入札参加者の印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要です。
注意事項	(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という）は、入札時限を過ぎると入札はできません。 (2) 入札者以外の方は、入場できません。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
【代理人について】 ☞入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合（入札参加者本人の押印ができない場合）に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要となります。（代理人の押印は必要） （注）以下のような場合は代理人をたてる必要はありません。（委任状は不要） ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合 ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合 ・入札参加者の印鑑を押印した入札書を持参する場合（記入誤りにご注意ください。）	

第5 入札金額

入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記入してください。最低価格（月額）以上で最も高い価格で入札された方が落札者となります。最低価格（月額）は、非公表です。

入札金額には、行政財産目的外使用料（月額900円／㎡）を含めないでください。

第6 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。（様式集を参照）
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。**鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。**
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。**なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。**
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。

- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む）
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 競争入札参加資格確認申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - (12) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - (13) 明らかに談合によると認められる入札
 - (14) 入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - (15) 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - (16) その他入札の条件に違反した入札
- 7 入札保証金は免除とします。

第7 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員がくじ引きを代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。（提出期限 令和8年10月2日（金））
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名の情報を提供し、排除措置対象法人等

に該当するか否かを照会します。（「第2 参加者の資格」を参照）

- 3 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和8年9月25日(金)から令和8年10月2日(金) 午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、土日祝を除く）
提出先	名古屋市東区役所 企画経理課 （3階 1番窓口） <郵送の場合> 〒461-8640 名古屋市東区筒井一丁目7番74号 名古屋市東区役所 企画経理課あて ※封筒に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 （様式集を参照） (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 どちらも発行後3カ月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 （様式集を参照） (4) 広告掲出にかかる業務について、官公庁への履行実績があると分かるもの (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手（530円分）を貼った長形3号（12cm×23.5cm）封筒
注意事項	(1) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となります。 (2) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (3) 受付期間終了後は、(2)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (5) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は落札候補者の負担とします。

第9 落札者の決定

- 1 入札結果については、落札候補者の競争入札参加資格の確認後、入札者数、落札者名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。公開することに同意いただけない場合は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。
- 2 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 3 2の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土日・祝日を含ま

ない。)に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

4 3 の書面の提出先は、「第15 問合せ先」に示す場所です。

5 3 に対する回答は、原則としてその説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内（土日・祝日を含まない。）に書面により行います。

第 10 契約の締結

1 落札者には、契約書、納入通知書等の契約関係書類を郵送します。契約書（案）は14～23ページのとおりで。

2 落札者は、1 の通知を受けた後、令和8年11月30日（月）までに契約を締結しなければなりません。

3 契約は、入札申込者（競争入札参加資格確認申請者）名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書（又は委任状）に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）

4 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

第 11 事業計画書の提出

落札者は、速やかに行事案内モニターの規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュール等を記載した事業計画書（様式任意）を提出していただきます。提出先は、競争入札参加資格確認申請書の提出先と同一です。

なお、提出された事業計画書の内容を変更する場合は、速やかに変更後の事業計画書を提出してください。

第 12 行政財産使用許可申請書の提出

広告掲出面積が確定次第、速やかに「行政財産使用許可申請書」を提出していただきます。提出先は、競争入札参加資格確認申請書の提出先と同一です。

申請受付後、「行政財産使用許可書」を郵送します。

第 13 広告料及び行政財産目的外使用料の納付

広告料及び行政財産目的外使用料は契約書に定める期限までに、本市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 14 契約保証金

1 契約の締結と同時に、契約保証金を本市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。

2 契約保証金は、広告料月額（入札金額）の6か月分とします。

- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、未払いの広告料等がある場合は本市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第 15 問合せ先

名古屋市東区役所企画経理課

電話 052 - 934 - 1106 ファックス 052 - 935 - 5866

電子メール a9341106@higashi.city.nagoya.lg.jp

※電話問合せについて

土日祝を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

本案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和 8 年 9 月 10 日(木)午後 5 時 30 分までに提出してください。
- 2 上記のあて先へファックス又は電子メールにて質問書を送付してください。（様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に必ず「東区役所における広告付き行事案内モニター設置事業にかかる質問書」と記入してください。）
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 8 年 9 月 17 日(木)までに市公式ウェブサイトに公開します。
- 4 回答書には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ず確認をしてください。

契 約 書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）とは、名古屋市東区役所（以下「東区役所」という。）広告付き行事案内モニター（以下「行事案内モニター」という。）の設置及び広告の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1条 甲は、東区役所内の壁面等を提供し、乙に行事案内モニターを設置掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料及び行政財産目的外使用料を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

第 2条 行事案内モニターの設置掲出場所及び仕様については、別添「仕様書」のとおりとする。

2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「東区広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書による行事案内モニターの設置掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

第 3条 乙は、行事案内モニターの仕様、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間及び更新）

第 4条 契約期間は、令和9年1月1日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

ただし、契約期間満了後の機器の撤去作業が甲の業務に支障をきたす場合は、甲・乙の合意により、乙は更に撤去作業に要する必要な期間について契約の更新を申請できるものとする。

3 前項に定める乙の申請は、各年11月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(使用の許可、期間、使用料)

第5条 乙は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長より名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2 使用許可期間は、令和9年1月1日から令和9年3月31日までとする。

3 乙は、使用許可を受けるにあたり、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに所定の使用料を納付しなければならない。

4 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として使用許可の更新を申請できる。

ただし、第4条第2項ただし書に規定する契約の更新をするときは、乙は更に撤去作業に要する必要な期間について使用許可の更新を申請するものとする。

5 前項に定める乙の申請は、各年11月末日までに甲に文書で行うものとする。
なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する

(広告料及び電気使用料)

第6条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、行事案内モニターの設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。

2 広告料は、年額金 「月額金額」×3か月 円（月額金 「落札金額」×消費税及び地方消費税にかかる税率 円）とする。（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額年額金 円）

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、月額金 「落札金額」 円に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に契約を変更されたものとみなす。

3 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払期日
令和8年度	令和9年1月～令和9年3月分	令和9年1月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年度	支払額	支払期日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

4 乙が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しな

い。

- 5 乙は、事業を実施するため、甲の電気を消費する機器を設置する場合、甲に電気使用料を支払うものとし、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。

(延滞金)

- 第 7条 乙は、前条第3項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

- 第 8条 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

- 第 9条 乙は、甲に対して契約保証金として金 円（広告料月額6か月分）を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

- 4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

- 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

- 6 甲は、本件契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

- 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、又、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の履行の一時中止)

第11条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であつて、乙の責めに帰することができないものにより、乙が本件契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により1か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、東区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(行事案内モニターの制作及び広告掲出)

第12条 乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「東区広告掲載要綱」、「東区広告掲載要綱の運用について」を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、東区役所の公共性、美観及び東区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

5 本条に定める広告掲出に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の修正・変更)

第13条 甲は、広告内容が東区役所に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容等についての責任)

第14条 乙は、広告内容等について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証するものとする。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(行事案内モニターの設置にあたっての留意事項)

第15条 乙は、行事案内モニターの設置にあたっては、甲の指示に基づき、東区役所の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

- 2 乙は、行事案内モニターの落下及び破損等により、東区役所利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 行事案内モニターの設置によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 乙は、行事案内モニターの維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。
- 6 乙は、行事案内モニターが毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 7 甲は、行事案内モニターの毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第16条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
- (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「東区広告掲載要綱」、「東区広告掲載要綱の運用について」及び仕様書に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

- (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
- 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
- 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 第1項及び前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該契約期間中の広告料は違約金とみなし、甲は納付済みの広告料を乙に返還しない。
- 6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本件契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき又は取り消されたとき。

(第5条第4項

に該当する場合を除く。)

- (2) 法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。
- (3) 本件契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
- (5) 乙による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。
- (6) 乙が本件契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (7) 乙が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及

び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本件契約を解除することができる。

3 前2項の規定により本件契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は当該契約期間中の広告料を違約金とし、納付済みの広告料を乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第18条 甲は、乙が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第19条 乙が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(原状回復義務)

第20条 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもって行事案内モニターを撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承

認を得なければならない。

- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第21条 乙は、第11条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。
- 2 乙は、本件契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
 - 3 乙は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
 - 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して決める。
 - 5 本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(著作権等の管理)

- 第22条 乙は行事案内モニターの設置に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

- 第23条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

- 第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(特記事項)

- 第25条 乙は事業を実施するにあたり、「行政財産目的外使用許可条件」、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第26条 本件契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎



乙



東区役所における広告付き行事案内モニター 設置事業仕様書

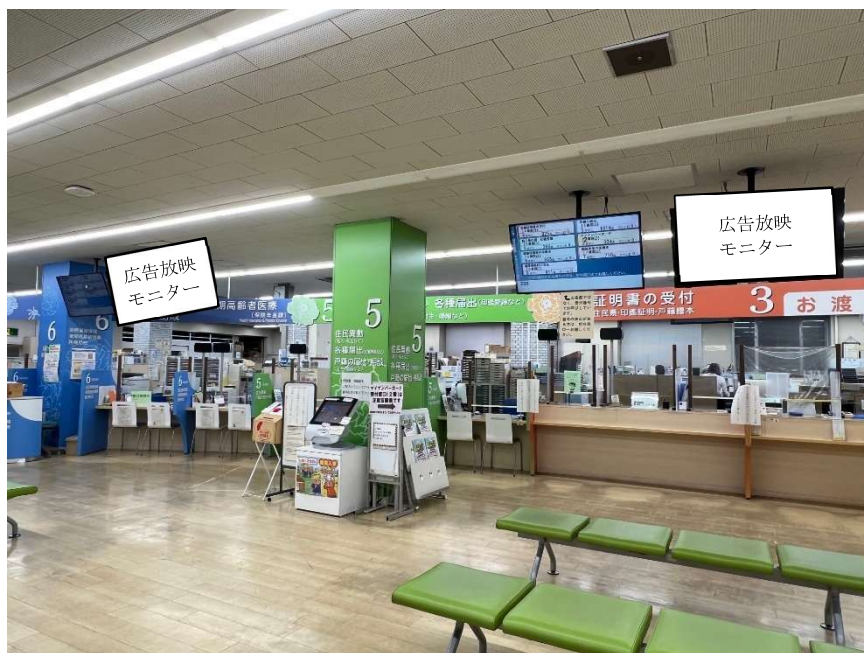
名古屋市東区役所を甲とし、東区役所における広告付き行事案内モニター（以下「行事案内モニター」という。）設置事業者を乙とする。

1 設置場所

名古屋市東区筒井一丁目7番74号

名古屋市東区役所1階待合室

（設置場所イメージは写真のとおり）



2 運用期間

令和9年1月1日～令和9年3月31日まで（3か月）

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として更新をすることができる。ただし、契約期間満了後の機器の撤去作業が甲の業務に支障をきたす場合は、甲・乙の合意により、乙は更に撤去作業に要する必要な期間について契約の更新を申請できるものとする。

3 設置機器

行事案内モニター

4 設置機器の仕様及び機能等

設置機器の仕様及び機能等については、以下のとおりとする。ただし、各機

器の詳細な仕様については甲乙協議にて決定するものとし、また、甲が窓口業務に支障がなく、かつ、軽微な変更と認めた場合は、仕様の一部を変更することができる。

- (1) 行事案内モニターは、広告及び行政情報を放映するモニターを設置する。
- (2) 行事案内モニターは、最大 2 台設置できるものとし、その大きさは 46 インチ以上とする。
- (3) 行事案内モニターに放映する広告は、静止画又は動画とし、原則無音とする。
- (4) 行事案内モニターの取付けは、壁面固定又は天井吊り下げ式とする。
- (5) 行事案内モニターの設置場所は、上記 1 設置場所イメージの写真を参考にすること。この際、視認性等がより良いものとなるよう別の提案をすることも可能とする。また、設置は提案内容を参考に甲乙にて協議の上、甲の指示する場所に設置する。

5 行事案内モニターの設置及び撤去の条件

- (1) 行事案内モニターの本体及び広告物の製作、設置、撤去及び維持管理等にかかる費用等については、すべて乙の負担とする。また、メンテナンス、破損及び事故対応等の一切の保守管理については、乙の責任と負担において行うものとする。
- (2) 行事案内モニターの設置については、壁面、天井等の設置面に確実に固定し、落下・転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、補強工事が必要な場合は、その費用は乙の負担とする。補強方法は甲乙協議の上決定し、庁舎本体に負担のかからない方法で行うものとする。また、設置後は定期的（少なくとも 1 年に 1 回以上）に安全面に問題がないか確認することとする。
- (3) 行事案内モニターの運用を終了するときは、乙は行事案内モニターを乙の負担で撤去し、原状回復した後、甲の検査確認を受けるものとする。
- (4) 乙は、既存の行事案内モニターと入れ替える場合、甲及び入れ替え前の事業者と協議の上、令和 9 年 1 月 3 日午後 5 時までに行事案内モニターの設置及び運用試験等を終えるものとする。なお、広告の掲出が令和 9 年 1 月 4 日以降となった場合においても、乙は甲に広告料等の減免又は返還を求めることはできない。ただし、甲が認める場合は設置日時等を変更することができる。
- (5) 乙は、行事案内モニターの運用を終了する際に、甲又は他の事業者が行事案内モニターを設置する場合、行事案内モニターが切れ目なく稼動するよう、乙は入れ替え作業に協力するものとする。
- (6) 上記に定めるもののほか、行事案内モニターの設置及び撤去については、甲の指示に従うものとする。

6 広告掲出の条件

- (1) 行事案内モニターに掲出するすべての広告については、別に定める東区広告掲載要綱による東区広告審査会において適正と審査されたものに限り、掲出することができる。
- (2) 行事案内モニターに掲出する広告については、静止画又は動画とし、音声については原則無音とする。
- (3) 行事案内モニターに行政情報（静止画・動画）の放映が可能であることとする。また、行政情報の放映枠は全放映枠のうち、25%から 35%程度を上限として確保すること。
- (4) 広告の放映時間は、原則として甲の窓口業務時間とする。
- (5) 広告主の募集（乙が自ら広告主になる場合を除く。）は乙が行うものとし、乙は連絡先を明記し、広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情に対応する。
- (6) 事業期間内であっても庁舎レイアウト変更、組織の見直し又は社会情勢の変化等により、設置場所の変更、機器の増減、広告の全部又は一部の放映を中止することがある。

7 事業計画の策定

乙は、あらかじめ甲と協議の上、行事案内モニターの仕様、広告物の仕様、施行方法、管理体制及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項を記載した図面等を記載した事業計画書（任意様式）を作成し、甲に提出するものとする。

8 広告掲出にかかる行政財産の目的外使用許可

- (1) 乙は、広告掲出面について行政財産の目的外使用許可を受け、下記 9 の広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料（月額 900 円／㎡）を納付するものとする。
- (2) 使用期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。また、使用許可面積を上記に定める金額に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあつては 100 円とする。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

9 広告料及び電気使用料

- (1) 乙は、使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、行事案内モニターにかかる電気使用料を甲に支払うものとする。

10 その他

- (1) 行事案内モニター及び広告物の製作、設置、撤去、維持管理にかかる費用

については、すべて乙の負担とする。

- (2) 行事案内モニターの設置及びメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、乙の責任と負担において処理するものとする。
- (3) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、乙は甲と協議し、周辺の外観を損ねないような措置を講ずることとする。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、広告料、使用料及び電気使用料は返還しないものとする。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は甲と乙が協議のうえ決定する。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「東区広告掲載要綱」、「東区広告掲載要綱の運用について」及び別添の「行政財産目的外使用許可条件」、その他関係法令を遵守することとする。
- (6) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」の適用があるものとする。

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（ 使用料 ）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を行政財産目的外使用許可書表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合

- ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
- ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
- ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
- ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。

11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。

12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。

13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。

14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
- (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき

15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。

16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報(名古屋市(以下「委託者」という。))が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受

は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあるとき、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

発注者の解除権

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第 1 条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1 項、第90条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第95条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の 6 若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手續によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 2 条 受注者がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の 2第 1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年 6 月18日公正取引委員会告示第15号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第96条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定

する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第 5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の範囲

(3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(4) 広告掲載料

(5) 広告の募集方法及び選定方法

(6) 審査機関

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第 6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

東区広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 名古屋市東区役所（以下「東区」という。）広告掲載基準及び手続きについては、名古屋市広告掲載要綱及び名古屋市広告掲載基準（平成 19 年 6 月 1 日 19 財財第 18 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(広告媒体の種類)

第 2 条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か東区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 東区が所管する印刷物
- (2) 東区公有財産
- (3) その他東区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第 3 条 名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

第 4 条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第 5 条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とするもの（以下「広告代理業者」

という。)を含む。以下「広告掲載希望者」という。)は、名古屋市東区広告掲載申込書(様式第 1 号)により、申込みを行う。ただし、第 3 条に該当していると認められるものは申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載の決定等)

第 6 条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告主を決定する。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第 1 項の決定内容を通知(様式第 2 号又は様式第 3 号)するものとする。

(広告原稿の作成等)

第 7 条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 広告主のうち、広告代理業者が他の者(以下「広告依頼者」という。)にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第 8 条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

第 9 条 広告の内容、デザイン又はそれらに掲載されているウェブサイトの内容(以下「広告の内容等」という。)が、第 3 条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第 10 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。

(1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

(2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

(3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

(4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。
- 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により、15 日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して 15 日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。
- 3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第 13 条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(広告掲載の付記事項等)

第 14 条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であること及び連絡先を明示するとともに

に、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他の必要な事項を注記するものとする。

(協議)

第 15 条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(東区広告審査会の設置)

第 16 条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、東区区政部企画経理課が処理する。

(その他)

第 17 条 その他広告掲載につき必要な事項は東区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	区政部企画経理課長
委 員	区政部総務課長 区政部地域力推進課長 福祉部民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 委員長の指名する職員

名古屋市東区広告掲載申込書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市東区長

(申込者)

住 所

名 称

代表者

担当者

電 話

F A X

E-mail

〇〇〇〇に広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。申込みにあたっては、東区広告掲載要綱及び〇〇〇〇広告募集要領の規定を遵守します。

記

1 広告の内容

(1) 広告媒体

(2) 広告の内容 (※広告原稿案を添付してください)

2 広告掲載料 (※定価の場合は表示せず)

¥〇〇〇, 〇〇〇★

〇〇〇〇広告掲載のお知らせ

令和 年 月 日

様

名古屋市東区長

令和 年 月 日付けで申込みのありました〇〇〇〇への広告の掲載につきまして、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

1 広告媒体

2 広告掲載料

- (1) 広告掲載料 ¥〇〇〇〇〇円
- (2) 納付期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 納付方法 納入通知書により納付していただきます。
(契約締結後に発行いたします)

3 廣告原稿

- [illegible]

4 その他

- (1) 東区広告掲載要綱及び〇〇〇〇広告募集要領の規定を遵守すること。
- (2) 広告の掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

5 問い合わせ先

〒461-8640 名古屋市東区筒井一丁目 7番74号

名古屋市東区〇〇〇〇〇課 担当：〇〇、〇〇

電話：052-934-〇〇〇〇

F A X : 052-934-0000

電子メール：○○○○○○○○○@○○○○.lg.jp

〇〇〇〇広告非掲載のお知らせ

令和 年 月 日

様

名古屋市東区長

令和 年 月 日付けで申込みのありました〇〇〇〇への広告の掲載につきまして、次の理由により非掲載とすることが決まりましたのでお知らせします。

1 非掲載の理由

2 問い合わせ先

〒461-8640 名古屋市東区筒井一丁目 7番74号

名古屋市東区〇〇〇〇〇課 担当：〇〇、〇〇

電 話：052-934-〇〇〇〇

F A X：052-934-〇〇〇〇

電子メール：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇.lg.jp

東区広告掲載要綱の運用について

東区広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の運用については、要綱の規定によるほか次のとおりとする。

1 広告媒体の種類（要綱第 2 条関係）

要綱第 2 条に規定する広告媒体に広告を掲載するか否かについては、原則としてその広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長が決定する。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か東区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

なお、当面の間、上記の決定に際しては、あらかじめ広告審査会に付議の上、承認を得るものとする。（以下、広告の掲載料、掲載期間及び規格等の決定についても同じ取扱いとする。）

(1) 要綱第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる広告媒体は、次のものをいう。

ア 印刷物：東区が所管する印刷物（各種封筒、パンフレット等）のこと。

イ 公有財産：東区役所及び東保健福祉センター内の庁舎内壁面、柱面等のこと。

(2) 要綱第 2 条第 3 号の承認を受けようとするときは、所管課の長は、東区広告審査会議案書（様式 1）を広告審査会の委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

2 広告の掲載基準（要綱第 3 条関係）

要綱第 3 条に掲げる広告の掲載基準については、別表を参考に適用する。

3 広告の募集について（要綱第 4 条関係）

要綱第 4 条の規定により募集要領を定めるときの基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 広告の規格

ア 印刷物：デザインやサイズが封筒等印刷物の発信元又は発行元を誤解されないものであることを原則とし、所管課の長が定める。

イ 公有財産：所管課の長が定める。

ウ その他の広告媒体：広告審査会で広告媒体としての可否の審査を受ける際に併せて付議し、承認を受けたものを所管課の長が定める。

(2) 広告掲載料等について

広告掲載料、広告掲載位置及び広告掲載期間については、次の基準により所管課の長が定め、広告募集の際に提示するものとする。

ア 広告掲載料については、次のいずれかとする。

- a 所管課の長が広告掲載料の最低価格を設定し、申込み時に広告掲載希望者に希望価格を提示させる。
- b 所管課の長が広告掲載料の定価を設定し、申込み時に広告掲載希望者に希望枠数を提示させる。
- イ 広告掲載位置及び枠数については、広告媒体の性質に応じ、広告掲出を行った際の当該広告媒体と広告面のバランス等を考慮して決定するものとする。
- ウ 広告を施設内等に掲示する場合は、広告掲載期間を定めることができるものとする。また、一度の募集で枠数が埋まらなかった場合、随時広告の募集を行うことができる。その際、掲載期間を変更して募集することができるものとする。

(3) 広告の募集対象

原則として、自らの広告掲載を希望する者及び広告の取次ぎを営業とするものを広告掲載の募集対象とする。ただし、広告媒体によって募集対象を募集要領で定めることができる。

(4) 現物納付について

所管課の長は、事務量の軽減、経費削減等事務の効率化が見込まれる場合、広告掲載料の徴収に代わり、広告掲載した広告媒体の現物を納付させることができる。この場合にあっては、広告の募集に関する（広告媒体、広告の掲載料等）決定又は広告掲載の決定の際に、併せて広告審査会の承認を受けるものとする。

4 広告主の決定及び広告原稿の作成について（要綱第 6 条、 7 条関係）

- (1) 所管課の長は、広告掲載料の多寡にかかわらず、要綱第 6 条第 1 項で承認を受けた広告主との間に当該広告掲載に関する取扱いについての覚書又は契約書の作成を行うものとする。
- (2) 要綱第 7 条第 2 項の規定により広告審査会の承認を受けた後、広告の内容、広告依頼者その他承認を受けた事項について変更しようとする場合は、再度広告審査会の承認を受けなければならない。

5 広告掲載料の納付について（要綱第 8 条関係）

- (1) 所管課の長は、調定決裁を経て、広告掲載料の全額分の納入通知書を作成し、広告主に交付する。
なお、収入科目は、「スポーツ市民雑入」とし、会計年度は納入通知書を発した日の属する年度とすること。
- (2) 上記に関わらず、所管課の長は、広告掲載料の多寡、広告掲載期間の長短等を考慮し、特別な事情があると認められる場合は、企画経理課長に協議の上、広告掲載料を分割して定期前納させることができるものとする。

6 広告掲載決定後の広告の取扱等について（要綱第 9 条、10 条、11 条関係）

(1) 広告掲載の取止め

要綱第 10 条第 1 項各号に該当する場合は、広告主に対し、広告掲載を取止める旨を事前に通知すること。この場合においては、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとするが、納付期日前であって、広告掲載料が納付されていない場合で広告掲載の取止めを行った場合においては、広告掲載料は請求しない。

(2) 広告掲載の取下げ

要綱第 11 条第 1 項に基づき広告掲載を取下げる場合においては、指定した納付期日にかかわらず既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとするが、納付期日前であって、広告掲載料が納付されていない場合で広告掲載の取下げが行われたときは、広告掲載料は請求しない。

7 広告審査会について（要綱第 16 条関係）

(1) 要綱第 16 条に基づき設置する広告審査会の主な業務は次のとおりとする。

- ア 要綱第 6 条第 1 項及び同第 7 条第 2 項に規定する広告掲載希望者、広告主、掲載する広告、広告依頼者の適正確保又は広告掲載の手續の適正確保等に関する審査
- イ 要綱第 2 条第 3 号に規定する広告媒体の決定
- ウ 要綱第 10 条第 3 項に規定する広告掲載の取止めの可否の決定
- エ その他要綱に定めのないことに関すること
- オ 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査

(2) 広告審査会は次の場合に行うものとする。

- ア 所管課の長が開催を求めた場合
- イ その他委員長が特に必要と認めた場合

(3) 広告審査会に議案を提出する場合は、付議したい事項を東区広告審査会議案書（様式 1）に記入し、委員長へ提出するものとする。

広告の掲載基準について（要綱第 3 条関係）

名古屋市広告掲載基準		
第 2	(3)	◆ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの、主にいわゆる消費者金融のもの
	(6)	◆ 法律に定めのない医業に類似した行為を行うものに関するもの ・ 整体などの民間療法や〇〇式マッサージ、永久脱毛をうたったエステサロンなど、国内の既存の法律に基づかない業務を行うものに関するもの
	(10)	◆ 不動産の売買又は賃貸借に関するもので、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条に規定する免許を受けていない者に係るもの又は免許番号を明記していないもの
	(13)	◆ 個別の法令によって定められた広告に関する制限が守られていないもの ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器等の広告で、内容が虚偽もしくは誇大なもの、又は医薬品等で国の承認を受けていないものについての広告（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条） ・ 介護老人保健施設、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復師等に関して法律で定められた事項以外について掲載されているもの（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条） ◆ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）等に違反するもの ◆ 著作権、商標権、肖像権等を侵害しているもの 著作権又は商標権を所有している者や、映像として写っている本人（未成年にあっては保護者）の許諾を得ていない映像等を使用しているもの
第 3	ア	◆ 差別を主張又は助長するもの
	(1) ウ	◆ 他の個人若しくは事業者又は商品若しくはサービスをひぼう、中傷又は排除するようなもの
	オ	◆ 政治性のあるもの又は選挙に関係のあるもの ・ 一部の政党、政治家の批判等を行うもの ・ 選挙前における選挙活動に関係するもの
	カ	◆ 宗教性のあるもの ・ 特定の宗教、寺社等に関するもの ・ 科学的な裏づけのない占い業等、民衆心理に影響を及ぼすもの
	ケ	◆ 社会問題についての主義主張を行うもの ・ 国政や市政等に対する一方的な意見や批判をするもの
	(2) ア	◆ 広告の内容が、虚偽又は誇大であるもの ・ 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等に違反する広告であり、次のようなもの ○ 提供する商品等が実物又は他者のものより著しく優良であるかのような誤解を与えるもの ○ 他者の商品等を購入するより著しく有利であるかのように誤解させるもの（例：過大な景品がついてくる） ・ 事実に基づかない虚偽の情報を流すことによって、他者又は他者の製品の信用をなくさせるようなもの
その他		◆ 個人等の名刺広告 ・ 単に個人等を広く知らしめたり、応援したりすることを目的とするもの。ただし、国や地方公共団体が支援する事業等、公共性の高い事業に関わる場合は除くものとする。 ◆ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売業に関するもの ◆ 広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうもの ・ 極度に過激な色使い又は映像を使用しているなど、広告媒体の調和を著しく損なうもの ・ 特定の思想団体等に関するもの ◆ 人の募集に関するもので次の各号に掲げるもの ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していないもの ・ 人材募集に見せかけて、商品、材料若しくは機材の売りつけ又は資金集めを目的としているもの ◆ その他広告媒体に掲載するのがふさわしくないと東区が認めるもの ・ 名古屋市又は東区の方針に対立するもの ・ 名古屋市又は東区が推奨しているような誤解を与えるもの ・ その他掲載がふさわしくないと広告審査会が認めるもの

【様式集】

- 入札書
- 委任状
- 競争入札参加資格確認申請書
- 法人役員等に関する調書

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

所在地

商号又は名称

(フリガナ)
代表者役職・氏名

印

電話番号

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
東区役所における広告付き行事 案内モニター設置事業							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

記入例

入 札 書

令和8年9月25日

(あて先)
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

個人の場合

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称
(フリガナ) ナゴヤ タロウ
代表者役職・氏名 名古屋 太郎 印
電話番号 052-000-9999

法人の場合

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク ナゴヤ タロウ
代表者役職・氏名 代表取締役 名古屋 太郎 印
電話番号 052-000-9999

入札者 代理人の場合

所在地 名古屋市東区筒井一丁目7番74号
商号又は名称 名古屋株式会社 名古屋支店
代表者役職・氏名 支店長 東 二郎
電話番号 012-345-6789

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
東区役所における広告付き行事 案内モニター設置事業	¥	1	9	9	9	9	9

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年9月4日付けで入札公告のありました東区役所における広告付き行事案内モニター設置事業に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

甲（委任者） 所 在 地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

（あて先）

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

記入例

入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合は、この委任状の提出が必要となります。

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年9月4日付けで入札公告のありました東区役所における広告付き行事案内モニター設置事業に係る入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和8年9月4日

入札書の提出日以前の日
を記入してください

甲（委任者）	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	商号又は名称	名古屋株式会社
	代表者役職名	代表取締役社長
	代表者氏名	名古屋 太郎

代表
者印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人）	所在地	名古屋市東区筒井一丁目7番74号
	商号又は名称	名古屋株式会社 名古屋支店
	役職名	支店長
	氏名	東 二郎

支店
長印

(あて先)
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

入札書に使用する印
鑑と同一の印を押印
してください。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(申請者)

所在地

商号又は名称

(フリガナ)
代表者役職・氏名

印

電話番号

令和8年9月4日付けで入札公告のありました東区役所における広告付き行事案内モニター設置事業に係る入札後資格確認型一般競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に定める競争入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後3か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 広告掲出にかかる業務について、官公庁への履行実績があるとわかるもの
- 4 返信用封筒

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--

記入例

競争入札参加資格確認申請書

令和8年9月25日

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(申請者)

所在地

名古屋市東区筒井一丁目7番74号

商号又は名称

名古屋株式会社 名古屋支店

(フリガナ)
代表者役職・氏名

支店長 ヒガシ 東 シロウ 二郎

電話番号

支店
長印

令和8年9月4日付けで入札公告のありました東区役ニター設置事業に係る入札後資格確認型一般競争入札、下記の書類を添えて申請します。

入札書に記入された入札者を記入し、押印してください。

なお、公告に定める競争入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通
どちらも発行後3か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
- 3 広告掲出にかかる業務について、官公庁への履行実績があるとわかるもの
- 4 返信用封筒

本申請書と添付書類の内容等の照会について、ご対応いただける方を記入してください。

申請者 担当部署		担当者 氏名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記入例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役 社長	(ヒガシ イチロウ) 東 一郎	T.S.H.R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
常務取締役	(チクサ ハナコ) 千種 花子	T.S.H.R 21・7・14	女	名古屋市千種区二の丸一丁目1番1号
常務取締役	(ヒガシ イチロウ) 北 一郎	T.S.H.R 30・6・13	男	名古屋市東区三の丸二丁目1番1号
取締役	(ヒガシ イチロウ) 西 一郎	T.S.H.R 32・8・18	男	名古屋市北区四の丸三丁目1番1号
取締役	(ナカムラ ハナコ) 中村 花子	T.S.H.R 40・5・25	女	名古屋市西区五の丸四丁目1番1号
取締役	(ヒガシ イチロウ) 中 一郎	T.S.H.R 42・7・22	男	名古屋市中村区六の丸五丁目1番1号
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R		
	()			
	()			
	()	・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

※ 法人の役員について記載すること。